

平成30年 No.10

○東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

給付型奨学金の制度創設の趣旨を勘案し、給付型奨学金の給付対象となる者については授業料の全額免除を行うようにするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 3月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 3月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第9号

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：給付型奨学金の制度創設の趣旨を勘案し、給付型奨学金の給付対象となる者については授業料の全額免除を行うようにするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(免除)</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生に採用された場合</p> <p><u>(4) 日本学生支援機構の給付奨学生に採用された場合</u></p> <p><u>(5) 休学を許可した場合</u></p> <p><u>(6) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</u></p> <p><u>(7) 授業料の未納を理由として除籍した場合</u></p> <p><u>(8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</u></p> <p>(免除の総額及び免除の額)</p> <p>第4条 前条第1号から第4号までの規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。</p>	<p>[省略]</p> <p>(免除)</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号の<u>1</u>に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生に採用された場合</p> <p><u>(4) 休学を許可した場合</u></p> <p><u>(5) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</u></p> <p><u>(6) 授業料の未納を理由として除籍した場合</u></p> <p><u>(7) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</u></p> <p>(免除の総額及び免除の額)</p> <p>第4条 前条第1号、第2号及び第3号の規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</p> <p>2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。</p>
<p>[省略]</p> <p>(申請及び申請に係る徴収猶予)</p> <p>第6条 第3条第1号、第2号又は第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）<u>その他必要な書類</u>を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。</p> <p>2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。</p> <p>3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別</p>	<p>[省略]</p> <p>(申請及び申請に係る徴収猶予)</p> <p>第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）<u>その他の必要書類</u>を添えて、各期<u>ごと</u>に公示する期日までに学長に提出しなければならない。</p> <p>2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。</p> <p>3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別</p>

に定める。

(許可)

第7条 第3条第1号、第2号及び第4号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあっては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。

3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。

[省略]

(許可の取消)

第9条 第3条第1号、第2号及び第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

[省略]

(申請)

第13条 第10条及び前条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第2号）及び家庭調書に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。

2 授業料の徴収猶予又は分納を申請した者の授業料は、指定した期日まで徴収を猶予するものとする。

[省略]

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行し、平成30年度授業料等免除申請者から適用する。

に定める。

(許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあっては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。

3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。

[省略]

(許可の取消)

第9条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

[省略]

(申請)

第13条 第10条及び前条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第2号）及び家庭調書に所得証明書（市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学長に提出しなければならない。

2 授業料の徴収猶予又は分納を申請した者の授業料は、指定した期日まで徴収を猶予するものとする。

[省略]